

中小企業 いばらき

2021
February
No.748

2

【クローズアップ】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要



写真：水海道地区トラック事業協同組合

発行所：

茨城県中小企業団体中央会

<https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

CONTENTS

- クローズアップ……………1
- ニュースフラッシュ……………8
- インフォメーション ……11
- 組合実務Q&A ……………13
- 業況レポート ……………14
- 経済・労働リサーチ ……17
- 中央会だより ……………18

JOYO CARD Plus

法人クレジットカード



法人
クレジットカードの
イトココ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】 平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



常陽銀行

表紙の紹介

物流の効率化により、組合員の経営効率を改善

水海道地区トラック事業協同組合

水海道地区トラック事業協同組合の取り組み

本組合は一般貨物運送業を営む事業者によって構成され、1971年(昭和46年)に設立、今年で50周年を迎える。

組合員の経営安定を図るため、運送業務の共同受注のほか、軽油の共同購買、各種情報の提供を行うとともに、多様化する荷主のニーズに対応するため、共同受注する運送業務の付帯業務として、組み立てや出荷等の業務請負作業を行っている。

2017年には国土交通省より物流総合効率化による計画認定(*)を受け、流通業務の総合化及び効率化の促進を図っている。さらに2018年には国土交通省より倉庫業(*)の登録を受け、組合員の受注量確保につなげると同時に、倉庫を集約することで物流のさらなる効率化を実現している。

現在、5棟の物流施設(計2,750坪)と4カ所の駐車場(計2,100坪)を有しており、関東、甲信越、東北地方を配送エリアに組合員各社の物流ネットワークを活かした物流サービスを提供している。

組合では今後も、組合事業の推進を通じて、組合員の経営基盤の安定を図るとともに、視察研修や研修会を開催する等、組合員の経営に役立つ各種情報を随時提供していきたいとしている。

※物流総合効率化法による計画認定とは

昨今の物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展等に対応するため、国土交通省では、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取り組みを支援している。

物流総合効率化法の認定を受けることにより、倉庫等の固定資産税の減免など各種支援制度を利用することができる。

※倉庫業とは

倉庫業とは、寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業をいう。他人の貴重な物品を預かるという営業倉庫の特性から、倉庫業を営むにあたっては倉庫業法に基づく登録を受ける必要がある。登録を受けるためには、保管する物品に応じた倉庫施設の基準をクリアした倉庫であること、倉庫ごとに一定の要件を備えた倉庫管理主任者を選任すること等が必要となる。

水海道地区トラック事業協同組合

設立: 昭和46年(1971年)1月
組合員数: 6社
住所: 〒300-2401 つくばみらい市台833-5
電話: 0297-52-4821

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

昨年6月4日に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(以下「法」という)が施行され、「特定地域づくり事業協同組合制度」が開始されました。

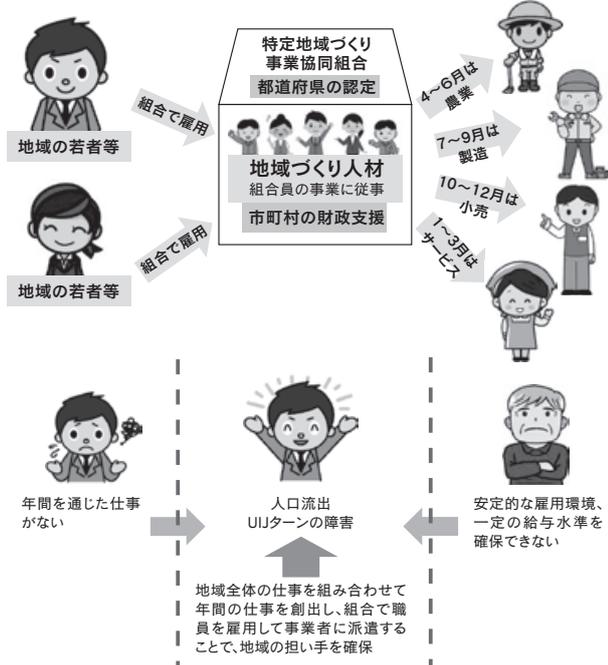
法の立法背景には、我が国の総人口が、平成27年の国勢調査で初めて減少に転じて以降、減少傾向が続き、今後もこの人口減少は加速する見通しとなっていることがあります。特に地方の人口は農山漁村を中心に急激に減少しており、これらの地域においては、地域の担い手不足が極めて深刻な課題となっています。

本制度により、特定地域づくり事業協同組合として認定されると、さまざまな支援を受けることができます。本号では、特定地域づくり事業協同組合制度の概要を紹介しますが、詳細は総務省のホームページでご確認ください。なお、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関しては、国会の決議及び付帯決議の趣旨を踏まえて取り組む必要がありますので、ご注意ください。

1. 特定地域づくり事業協同組合制度とは

地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年で雇用した上で、それぞれの地域事業者に派遣するための制度です。本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者を呼び込むことができるようになりますとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができるようになります。

【図1】特定地域づくり事業協同組合のイメージ



特定地域づくり事業協同組合の基本的な仕組みは

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
- ②中小企業等協同組合法（以下「中協法」という）に基づく事業協同組合が、
- ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
- ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
- ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可では

なく、届出で実施することを可能とするとともに、
⑥組合運営費について財政支援を受けることができるようになる
というものです。

2. 「地域人口の急減に直面している地域」の範囲

対象となる地域は、法第1条において、「地域人口の急減に直面している地域」とされています。

ここでいう「地域人口の急減」とは、法第2条第1項において、「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう」とされています。

具体的には、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という）に基づく過疎地域、同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、

- ・近年の人口の動向
- ・高齢化の進行
- ・若年層の減少
- ・人口密度や地域の事業所数など

様々な観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たるものと考えられます。（過疎地域に限られるものではありません。）

3. 「地域づくり人材」の範囲

法第2条第2項において、「地域づくり人材」とは、「地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」とされています。

ここでいう「就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」には、地域の産業に従事する者やNPO等の社会貢献活動に従事する者など、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材は幅広く含まれます。

特定地域づくり事業協同組合の派遣職員として雇用される地域づくり人材として、

- ・地方への移住を希望する都市部在住の若者
- ・地域おこし協力隊として活躍し、任期を終えた若者
- ・特定地域づくり事業協同組合の地区内に居住している若者

等が挙げられます。高齢者、特定地域づくり事業協同組合の属する市町村の近隣の市町村から通勤する者も組合の派遣職員になり得ます。

4. 「特定地域づくり事業」の範囲

特定地域づくり事業協同組合は、法第10条の「特定地域づくり事業」を行うものとされています。

「特定地域づくり事業」の範囲は次のとおりです。

- (1)地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業
 - (2)地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

なお、農林水産業、観光業などの収益事業や、買い物支援、コミュニティバスの運行などの公益的な事業は、直接、特定地域づくり事業として位置づけられていません。これは、これらの事業を直接行うのはあくまで地域内の事業者であり、特定地域づくり事業協同組合は、地域内の事業者の人材の確保等を支援することが目的であるとの考え方のためです。特定地域づくり事業協同組合の職員は、派遣職員として、派遣先の収益事業や公益的な事業に従事することとなります。

(1)地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業

特定地域づくり事業協同組合制度は、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）の労働者派遣事業の実施を前提とした制度となっており、これが「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」に該当する主たる事業となります。

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、以下の点に留意が必要です。

- 原則として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）の規定が適用されます。
- 労働者派遣事業を行う場合は、通常、労働者派遣法に基づく許可を受けなければなりません。特定地域づくり事業協同組合は届出により労働者派遣事業を実施できるものとされています。ただし、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することが法の趣旨であることから、届出により実施できる労働者派遣事業は、無期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣事業に限られています。このため有期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣事業を実施する場合は別途労働者派遣法に基づく許可を得る必要があります。なお、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は、派遣職員人件費については無期雇用職員に係るものに限られることにも留意する必要があります。
- 法に基づき特定地域づくり事業協同組合が届出によって行う労働者派遣事業は、特定地域づくり事業協同組合の地区が属する市町村の区域内の事業所に限られています。
- 港湾運送業務、建設業務（林業のうち地ごしらえ、植

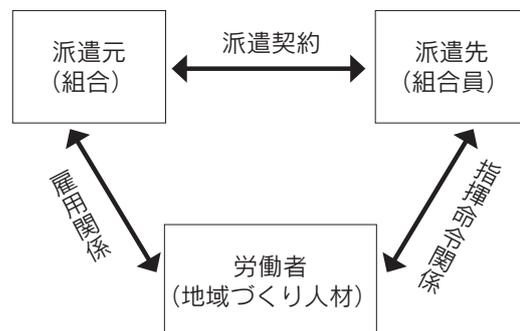
栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。）、警備業務が派遣禁止業務として規定されています。

- 病院等における医療業務等については、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務について労働者派遣事業を行う場合等（医療については、これらのほか、就業場所がへき地である場合等）に限って労働者派遣事業を行うことが可能とされています。
- 組合員以外の者への派遣は組合員の総利用分量の100分の20以内に限定されています。
- 「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」には、組合員への無料職業紹介事業も該当します。同事業を行う場合、職業安定法に基づく届出又は許可を得る必要があります。

労働者派遣事業とは

労働者派遣を規定する「労働者派遣法」では、労働者派遣を「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ当該他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることを業として行うこと」と定めています。

【図2】特定地域づくり事業協同組合における派遣元・派遣先・労働者の三者関係



(2)地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

「地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施」に該当する事業としては、移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業などがあります。

5. 「特定地域づくり事業協同組合」と事業協同組合制度の関係

法第2条第3項において、「特定地域づくり事業協同組合」とは、法第3条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合とされています。

ここでいう事業協同組合とは、中協法に基づく組合で、株式会社や一般財団法人、一般社団法人等と同様に法人格を有します。事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき共同して経済事業を行うことによって、経営の近代化、合理化、取引条件の改善、競争力の維持・

強化を図ることを目的としています。

特定地域づくり事業協同組合は、人口急減地域特定地域づくり推進法の規定のほか、中協法の規定に則って運営する必要があります。

特定地域づくり事業協同組合の運営に当たって、中協法の規定で特に留意すべき事項は以下のとおりです。

(1)事業協同組合の事業内容<中協法第9条の2>

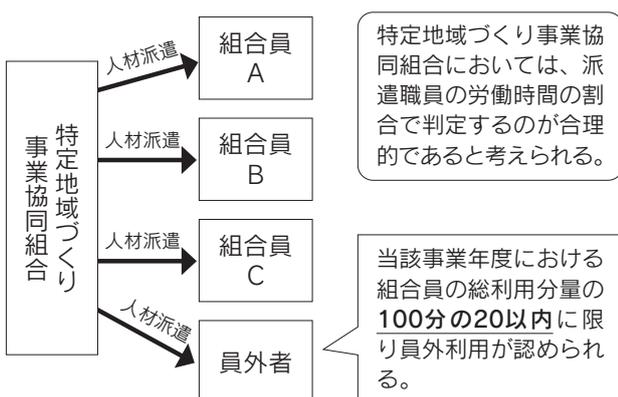
事業協同組合は、中協法第9条の2第1項各号において規定する事業を実施することができ、これら事業の実施を通じて組合員に奉仕し利益を与えることとなります。なかでも第1号で規定する、「生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の組合員の事業に関する共同事業」が、組合が行う事業のうちで最も一般的かつ基本的なものであり、特定地域づくり事業についてもこの組合員の事業に関する共同事業に該当します。

組合は、その組合員のために直接の奉仕をして共同事業を行う事業体であることから、その利用者は、本来組合員に限られるべきであり、特定地域づくり事業協同組合の人材派遣サービスを利用するためには、特定地域づくり事業協同組合の組合員になる必要があります。

なお、組合員の利用度は、年間を通じてみると必ずしも一定しているとは限らないことから、このような場合に組合員以外の者（員外者）に利用させた方が組合の共同事業の合理的運営に資する場合があります。そのため、組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の総利用分量の100分の20以内に限り、員外者の利用が認められています。

したがって、特定地域づくり事業協同組合の組合員の中から派遣先の確保が困難な時期が生じた場合等においては、組合員の総利用分量の100分の20以内で、市町村や員外者に職員を派遣することができます。この員外利用が認められる100分の20の計算は、年間を通じて行うのが妥当であり、組合の事業が2以上ある場合は、全ての事業を通算して行うのではなく、事業毎に判断することとされています。また、計算の基準は、組合員と員外者の利用料、手数料に格差を付けるのが普通であることから、取扱量によるのが合理的とされています。特定地域づくり事業においては、派遣職員の労働時間の割合で判定するのが合理的と考えられます。

【図3】特定地域づくり事業協同組合の員外利用



事業協同組合は事業の内容を定款で定めることとされています。特定地域づくり事業を定款に事業として規定する方法としては、「組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業」や「組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての無料職業紹介事業」等と規定することが考えられます。また、法第10条第2項に規定する「地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施に関する事業」を実施する場合には、その内容についても定款において規定する必要があります。

(2)組合の地区<中協法第33条>

事業協同組合は組合の活動範囲である地区を定款で定めることとされています。当該地区内において事業を行う事業者が組合員となる資格を得ることとなります。

地区の表示は、現在の行政区画や住居表示を用いることが適当とされています。

(3)組合員の資格<中協法第8条>

事業協同組合の組合員の資格を有する者は、地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者で、定款で定めるものとされています。

事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織・団体・グループ等を組合員資格として定めることはできません。

ここでいう事業者は、営利を目的とすることを要件とされていないため、社会福祉法人、学校法人等も組合に加入することができます。

他の法律に基づいて設立された協同組合（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合等）も一個の事業者であるため、組合に加入することができます。

組合員は地区内で事業を行う者であることから、組合の地区内に事業を行うための拠点を有していることが必要となります。

【図4】中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

「その他の事業」は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業以外のおよそ一切の事業を含めての事業であることから、農業、林業、園芸業、水産業、介護業、著述業等であっても事業を行う者であれば組合に加入することができます。

(4)設立要件<中協法第24条、第27条から第32条まで>

事業協同組合を設立する際は、発起人が4人以上必要とされています。発起人の資格は、組合員になろうとする者でなければならないとされています。

「組合員」になろうとする者とは、組合員資格を有し、かつ、設立と同時に組合員になる意思を有する人格体とされています。したがって、組合員となり得ない者や組合員になる意思のない者は、発起人となることはできません。

(5)出資<中協法第10条>

組合員は、出資1口以上を有しなければならないとされています。したがって、特定地域づくり事業協同組合の人材派遣サービスを利用するためには、原則として、特定地域づくり事業協同組合の組合員となり、出資をする必要があります。

出資1口の金額をどの程度にすべきかについては、特に定められていないことから、組合員の規模及び数、組合の行う事業などを勘案し、必要な額を決定することとなります。なお、出資1口の額は、必ず定款に記載しなければならないこととされています。

組合員は、1口以上の出資を持たなければなりません。その最高持ち口数は原則として出資総口数の25%を超えてはならないとされています。これは、最高持ち口数を無制限に認めると組合員の権利の平等の原則が事実上崩される結果を招くことになるとともに、1人で多くの出資を持っている組合員が脱退した場合には、直ちに組合事業の遂行に支障を来すおそれがあるとの考え方によるものです。このため、特定地域づくり事業協同組合の1組合員からの出資は、出資総口数の25%の範囲内で募る必要があります。

(6)所管行政庁<中協法第111条>

特定地域づくり事業協同組合の設立の認可等を行う行政庁は、原則として都道府県知事となります。ただし、都道府県知事から市町村長に事業協同組合の設立認可等に係る事務が権限委譲されている場合は、市町村長が事務を行うこととなります。

(7)設立手続

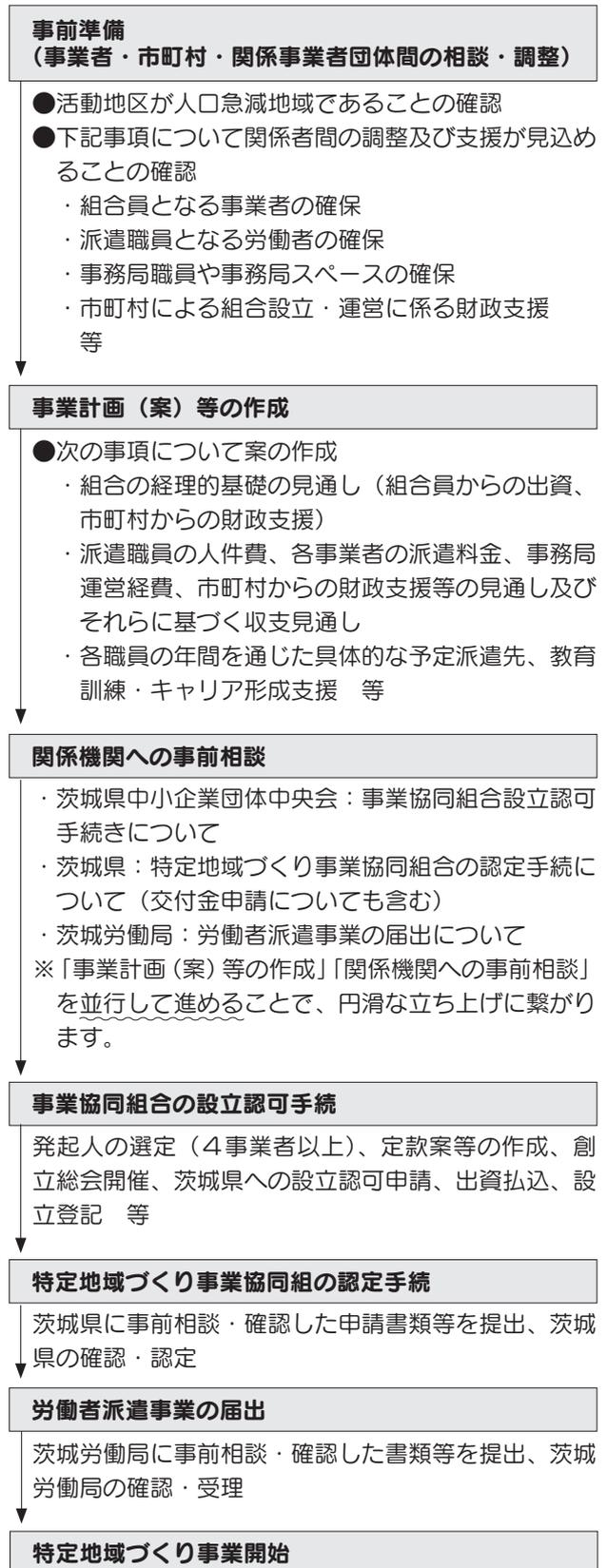
特定地域づくり事業を実施するために新たに事業協同組合を設立する場合は、中協法の規定に則って行政庁から設立の認可を受ける必要があります。

なお、既に設立されている事業協同組合が法の認定を受けて特定地域づくり事業を実施することも可能です。この場合、中協法の規定に則って定款に新たに特定地域づくり事業を記載するなど所要の手続きを経る必要があります。

なお、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は特定地域づくり事業に係るものに限られること、特定地域

づくり事業について区分経理を適切に行う必要があることに留意する必要があります。

6. 茨城県内で特定地域づくり事業協同組合をつくるには



7. 茨城県内での特定地域づくり事業協同組合 事業開始までの手続き等

特定地域づくり事業協同組合が事業を開始するまでには、(1)事業協同組合の設立(中協法)、(2)特定地域づくり事業協同組合の認定(法)、(3)労働者派遣事業の届出(労働者派遣法)の手続きが必要になります。

(1)事業協同組合設立の認可

設立の認可は、原則として茨城県知事が行うこととなります。ただし、市町村長に事業協同組合の設立認可等に係る事務が権限移譲されている場合は、市町村長が事務を行うこととなります。

設立にあたっては茨城県中小企業団体中央会が支援します。

※県内の権限移譲されている市町村

水戸市、下妻市、ひたちなか市、笠間市、牛久市、つくば市、東海村、かすみがうら市、太子町、日立市、筑西市

(2)特定地域づくり事業協同組合の認定

認定にあたり、市町村が特定地域づくり事業協同組合と財政支援等の協力体制を構築することが求められています。また、特定地域づくり事業協同組合の認定は茨城県知事が行うこととなります。さらに、国の特定地域づくり事業推進交付金を活用する場合、交付金の交付手続は総務省が行うこととなります。そのため、市町村、茨城県、総務省と十分相談しながら手続きを進めていく必要があります。

<特定地域づくり事業協同組合の認定基準1 ～地区の適合性～>

人口急減地域であって、組合の活動範囲となる地区が次のいずれにも該当すること

- ①一の都道府県の区域を超えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。

【図5】地区の適合性

(想定される地区の単位)

- 市町村単位
- 平成の合併前の旧市町村単位
- 複数の市町村又は旧市町村単位

いずれの要件も満たす地区

一の都道府県の区域を超えない地区で、かつ、自然的経済的社会的な条件からみて一体であると認められる地区

地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区

当該地区における人口規模、人口密度、事業所の数などの指標について、例えば、県内の過疎市町村の指標と比較しつつ、民間の自助努力のみでは人材の確保が困難である事情等を考慮することで、都道府県知事が地域の実情に応じて判断することが考えられる。

- ②その人口規模、人口密度及び事業所の数並びに経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

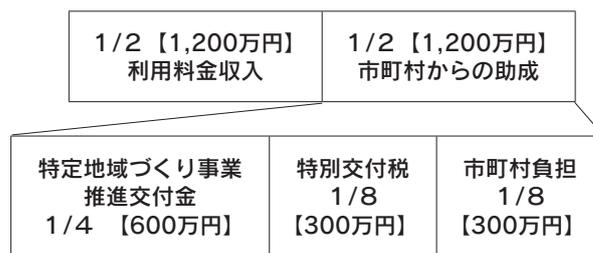
<特定地域づくり事業協同組合の認定基準2 ～事業計画の適正性～>

- ①派遣先の確保の見込み(地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出)
- ②派遣職員の確保の見込み(派遣職員となる地域人材の確保)
- ③事業の適正性(専ら一の事業者のみへの派遣となっていないか等の確認)
- ④収支計画の適正性(収支計画の適正性)
- ⑤利用料金の水準(地区内の他の事業者の委託料・最低賃金等との比較)
- ⑥市町村からの財政支援(設立・運営等に対する財政支援)

【図6】財政支援

<1組合当たりの運営費(通年ベース)>

(想定)派遣職員6名で運営費2,400万円



令和2年度予算額5億円
対象経費上限

派遣職員人件費 400万円/年・人
事務局運営費 600万円/年・人

特別交付税措置

市町村負担

制度の健全な運用を確保するための仕組みとして、以下の条件が設けられています。

<財政支援の留意点>

【国庫補助】

①複数の事業者への職員派遣

- ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内

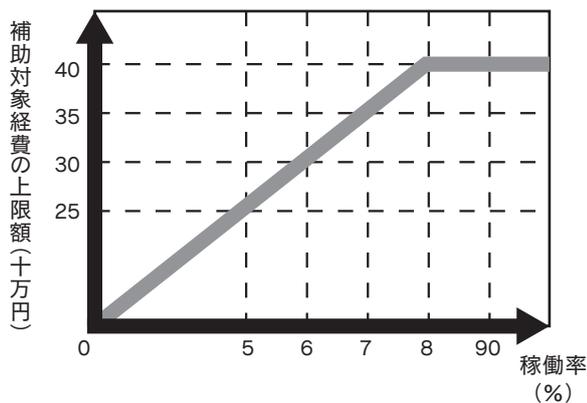
派遣職員を専ら一の事業者に派遣させるような運用は、法の趣旨に反するため、交付金の対象となる派遣職員人件費について、当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割以内となる派遣職員の人件費が対象とされています。当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割超となる派遣職員の人件費については、当該職員に係る人件費の全額が交付金の対象外となります。

②労働需要に応じた職員の確保

- ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

労働需要に応じた職員の確保が促されるよう、当該派遣職員の稼働率（派遣先での年間労働時間／（年間総労働時間＋年間総休業時間））が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされています。特定地域づくり事業協同組合は、派遣職員の派遣先の確保に努める必要があります。

【図7】稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額



【地方財政措置】

- ①特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担（措置率1/2）

- ②特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担（対象経費の上限額300万円、措置率1/2）

※組合員確保のために移住・定住対策に要する経費について、既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置（措置率1/2（財政力補正あり）等）も活用可能

<特定地域づくり事業協同組合の認定基準3 ～就業条件への配慮～>

- ①一定の給与水準を確保（地区内の他の事業者の正規職員の給与等を踏まえ一定の水準を確保）
※労働派遣者の同一労働同一賃金に留意する必要あり
- ②社会保険・労働保険に加入（組合の職員は健康保険・厚生年金保険に加入）
- ③教育訓練、職員相談の体制整備（派遣労働者のキャリア形成のための段階的・体系的な教育訓練）

<特定地域づくり事業協同組合の認定基準4 ～経理的・技術的基礎～>

- ①労働者のキャリア形成を支援する制度の内容
 - ・段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画の策定
 - ・キャリアコンサルティング相談窓口の設置等
- ②労働派遣者に係る雇用管理を適正に行うための体制の整備
 - ・派遣元責任者の選任
 - ・労働派遣者の適正な社会保険の加入
 - ・就業規則の整備等

③個人情報保護に係る基準の整備

- ・個人情報規定の整備等
- ④財産的基礎
 - ・派遣職員への賃金支払いを担保する資産の確保
 - ⑤組織的基礎
 - ・指揮命令系統の確立等
 - ⑥事業所
 - ・相談場所の確保等
 - ⑦適正な事業運営
 - ・事業運営の適正性の確認等

(3)労働者派遣事業の届出手続

特定地域づくり事業協同組合としての認定がなされた後、実際に労働者派遣事業を行うには、茨城労働局への届出が必要です。

法に基づく手続きでは届出となるため、円滑に受理がなされれば、速やかに事業を開始することができます。この円滑な受理のためには、届出の具体的な内容や準備について、事前に相談しておくことが重要です。

手続きの流れは、下記のとおりです。

- ①事前準備（労働局との相談、提出書類の準備、派遣元責任者講習の受講等）
- ②届出者から労働局への届出書類の提出
- ③労働局における届出内容の確認と届出書類の受理
- ④労働局から事業者への届出受理番号の付与
届出の手続きについては、別途、厚生労働省が示す省令、通知をご参照ください。

8. 特定地域づくり事業協同組合に関する問合せ先

●特定地域づくり事業協同組合制度全般について

総務省自治行政局地域振興室
東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL：03-5253-5534

●特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業について

茨城労働局 職業安定部 需給調整事業室
水戸市宮町1-8-31 茨城県労働総合庁舎7F
TEL：029-224-6239 FAX：029-224-6279

●特定地域づくり事業協同組合の認定について

茨城県政策企画部 県北振興局
水戸市笠原町978-6
TEL：029-301-2727 FAX：029-301-2738

●特定地域づくり事業協同組合制度の活用について

各市町村へ

●特定地域づくり事業協同組合の設立・運営について

茨城県中小企業団体中央会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F
TEL：029-224-8030 FAX：029-224-6446